

平成29年度

社会福祉法人 坂祝町社会福祉協議会 事業計画

平成29年4月1日～平成30年3月31日

社会福祉法人 坂祝町社会福祉協議会

平成29年度社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会事業計画（案）

【使命】

社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命とする。

【経営理念】

使命を達成するために、次の経営理念に基づき事業を展開します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①地域から信頼される組織・施設づくり②安定した福祉サービスの提供及び経営基盤の確立③職員の福祉向上と人材育成 |
|--|

【組織運営方針】

平成29年度は社会福祉法の改正により、今まで以上に法人組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上が要求されます。本会からの情報発信も含め、法人全体として関係機関との連携及び地域との関わりを深め、潜在する地域課題を迅速かつ的確に拾い上げて事業展開していくことが求められます。また、介護保険事業も長年の実績と経験を積み重ね、地域の事業所として信頼を得て成長してきましたが、超高齢化を迎える昨今、更なる発展をしていく必要があります。よって、本会が将来的に向かうべき方向性を見定めるための事業展開、人材育成を積極的に進めるために、次の組織運営を行います。

- ① 組織基盤の強化に努めます。
 - ・地域に開かれた組織として、法人運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たします。
 - ・事業の展開にあたっては、関係機関との連携及び住民参画を徹底します。

- ② 財政基盤の確立と健全な法人経営を目指します。
 - ・公益性・非営利性を踏まえ、本会の使命を果たすための役割を明確にするため、社会福祉充実計画を策定し持続可能な事業展開を構築します。
 - ・介護保険事業、障害者総合支援事業をはじめとする収益事業の安定経営を継続するとともに、求められる役割と責任を果たし公的財源及び自主財源の確保に努めます。

- ③ 人事管理の強化と役職員の資質向上に努めます。
 - ・全ての職員がやりがいを持って業務に邁進できる環境づくりをすることで組織の活性化に努め、職員の確保と育成のために適正な人事管理、研修制度の充実を図ります。
 - ・全ての役職員及び評議員は、高潔な倫理を保持し法令を遵守します。

【職員の行動モットー】

真心あるサービス提供のために職員は、次のモットーを意識して行動します。

- | | |
|------------|------|
| ① よく聞く | (傾聴) |
| ② 確実に受け止める | (受容) |
| ③ はっきり説明する | (応答) |
| ④ 連携する | (信頼) |

(地域福祉課)

【基本方針】

本会は、地域住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的組織として、第2期地域福祉活動計画に基づき、地域のあらゆる生活課題に対し、積極的かつ迅速に解決にあたることを基本とし、近年問題視されている深刻な生活課題や社会的孤立の防止などの新たな地域福祉の課題に真摯に向き合い、支えられる側、支える側という従来の考え方を乗り越え、あらゆる主体の参加を目指した地域福祉の推進を図ります。

【重点目標】

◎個別相談支援体制の強化と新たな事業の構築に向けての調査研究

(コミュニティソーシャルワーク事業)

相談支援業務を通して、生活困窮者や障がい者等要援護者への就労の課題、ひとり親家庭や外国人世帯等で家族間のコミュニケーション機会の希薄化が起因と考えられる生活環境の悪化などの生活課題が浮かび上がってきました。それらの課題の解決に向けて、関係機関と綿密に連携して支援を行うとともに、地域で安心して生活するための基盤づくりに向けて調査研究を進めます。

◎ボランティア育成の推進

社会情勢の変化に伴い、必要とされるボランティア活動にも変革が求められているなか、実情に即した新たなボランティアの育成・発掘を先進的に取り組むとともに、ボランティア本人の「強み」を活かしたコーディネートを実施します。また、青少年へのボランティア活動の推進を図るべく、福祉協力校(園)や関係機関と連携しながらボランティア体験の機会を増やします。

◎総合福祉会館サンライフさかほぎの活用促進

会館の利用価値が高まるよう、常に会館利用者の立場を考慮し、会館スペースを有効活用しながら、福祉に関する情報発信と情報集約、活動の場としての可能性を広げていきます。

◎社会福祉法人制度改革への対応・社会福祉充実計画の策定・実行

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、福祉人材の確保を推進する措置や公益的な取り組みを実施するための措置を講じます。

(介護サービス課)

【基本方針】

可能な限り、在宅を中心とする住み慣れた地域で、尊厳と個別性が尊重された生活を継続できるように、制度にもとづく介護サービスの提供はもとより、地域の支え合いによる生活支援サービスが提供できるような地域づくりに努めます。

また、介護者とのコミュニケーションを積極的に図ることで、介護者の負担を軽減するとともに、介護サービスの利用環境の改善・充実を図り、安定的な事業所の経営に努めます。

介護予防係

～健康寿命を延ばし生涯現役を目指して～

誰もがいつまでも心身ともに健康で社会参加できるよう効果的な介護予防を実施し、いきがいややりがいを持って生活できる地域づくりの推進を図るとともに多様な主体による様々な生活支援サービスを地域の中で確保するために必要な支援体制の構築を図ります。

居宅介護支援係

～地域福祉と介護サービスの連携を強化する～

社会福祉協議会の居宅介護支援事業所である強みを活かし、地域資源を活用しながら、一人一人の希望に沿った在宅生活が送れるよう調整していきます。また、介護をされているご家族同士が、交流を持つことで介護負担を軽減しあえる関係性づくりを目指します。

訪問介護係

～在宅生活の質を高める～

早期に身体状況の変化や生活環境の変化の把握に努め、状況に合わせたサービスの提供を迅速に行います。また、介護保険法や障害者総合支援法では対応できないサービスの提供やサービス提供の中で把握した情報を必要に応じて地域福祉課や地域の各種団体へ情報提供することで、より一層の連携を図ります。町内唯一の訪問介護事業所として、安定的かつ多様なサービスの提供を行うため、人材確保に努めます。

通所介護係

～人に寄り添い、その人らしく～

お客様の様々なニーズを把握することで、「できること」「良いところ」の発見に努め、「できること」が広がるケア、「良いところ」が伸ばせるケアに努めるとともに、ご家族様との情報交換を行い、安心して笑顔あふれる在宅生活ができるよう、あたたかく包括的な個別サービスの提供に努めます。

【重点目標】

◎生活支援体制の構築

・生活支援コーディネーター事業

地域における高齢者の社会参加、いきがづくり、生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向け資源開発、育成、ネットワーク構築、ニーズとサービスのマッチングを推進します。

・生活支援ボランティアの養成及び育成

日常の“ちょっとした困りごと”の支援を、身近な地域の中で行う「生活支援ボランティア」の養成及び育成に努めます。

◎支え合い団体への支援の継続と、見守りネットワーク活動の活性化

個別の生活課題の発見と解決方法について、担当職員のコーディネートにより協議を進め、個別支援・地区ごとの見守りネットワーク、小地域福祉活動の活性化につなげます。

◎介護予防事業の実施

従来の支えられる側、支える側に捉われない多様な介護予防事業を実施し、介護予防の推進と生活支援の充実、さらには、社会参加、いきがづくりの場を提供することで、健康寿命を延ばすための事業を展開します。

◎安定した介護事業所の経営

基本的サービスの充実のみならず、地域とのつながりや医療機関とのつながりを深め、より魅力ある事業所の確立により、お客様から「より選んでいただける事業所」を目指します。また、衛生管理・感染予防を徹底し、安心してサービスが利用していただける環境を整備します。

- ・居宅介護支援事業所 月平均92件のケアプラン作成
- ・訪問介護事業所 月平均300時間の訪問
- ・通所介護事業所 1日平均24.5名利用

【事業内容】

ア. 法人運営事業

(1) 組織の基盤強化

- ・ 行政、民生委員・児童委員、福祉機関、各種機関・団体との連携強化
- ・ 事業運営財源の確保並びに財政基盤の強化
- ・ 自治会長への社協事業及び会費募集についての説明会の開催
- ・ 坂祝町高齢者活動支援事業（シニアクラブ協助手）の受託
- ・ 福祉委員の配置、ひと声運動の推進
- ・ 情報公開に対応した文書管理
- ・ 研修、各種セミナー等への積極的参加による役職員の資質向上

新・職員のスキルアップ促進

新・視察研修、研修実習生の積極的な受け入れ

(2) 組織運営

- ・ 理事会、評議員会、監査会の開催

(3) 調査・研究

新・コミュニティソーシャルワーク事業（相談支援事業）から見えてきた課題の整理と新規事業の実施に向けた調査研究

- 就労困難者に対する福祉的就労・ボランティア体験事業の実施
- 子どもの学習支援事業、子ども食堂事業の試行的実施
- 心配ごと相談に「年金相談」を追加実施

新・いきがづくり、健康づくり推進のためのポイント制導入に向けた調査研究

- ・ 支え合い団体の活動の充実のためのコーディネートと団体間の情報交換の機会の設定

(4) 企画・広報

- ・ 第12回坂祝町社会福祉大会の開催
- ・ 社協だよりの発行（年4回、各2500部）
- ・ 社協ホームページの月1回以上の更新
- ・ マスコットキャラクター「つぐみちゃん」の活用

(5) 要援護者支援

新・就労困難者に対する福祉的就労・ボランティア体験事業の実施

- ・ 災害時の受け入れ体制の整備（災害ボランティアセンター設置・福祉避難所開設時の対応）

(6) 子ども・子育て支援

新・子どもの学習支援事業、子ども食堂事業の試行的実施

- ・ 子育て支援サロン「きらきらパーク」の開催

イ. 共同募金配分金事業

(1) 赤い羽根共同募金事業の実施

- ・在宅福祉事業への補填（外出支援事業、生活困窮者食料支援事業）

新・ひとり親家庭ふれあい交流事業の実施

- ・ボランティア団体連絡協議会加入団体助成支援（福祉のまちづくり応援助成金）
- ・ふれあいサロン助成金（ふれあいサロンの活動費の一部を助成）

(2) 歳末たすけあい事業の実施

- ・老人福祉施設・障がい者福祉施設・児童養護施設入所者激励慰問
- ・老人福祉施設へクリスマスプレゼント配布
- ・ひとり親家庭へクリスマスプレゼント配布
- ・寝具クリーニング事業の実施（要援護高齢者・障がい者（児））
- ・介護用品支給等の実施（要援護高齢者・障がい者（児））
- ・灯油の支給（要援護高齢者・障がい者（児））
- ・一人暮らし高齢者等への年賀状配布

(3) 社協指定・メニュー事業の実施

- ・福祉避難所における備蓄食材等の整備事業（メニュー事業）

新・生活課題の解決や社会的孤立の防止に向けた自立援助体制の確立のための講演会の開催（メニュー事業） ※第12回坂祝町社会福祉大会にて

(4) 坂祝町共同募金委員会運営

- ・配分額の適正化を図るための委員会の開催
- ・募金趣旨の徹底と広報活動（共同募金運動説明会の開催・広報による募金活動PR等）
- ・募金活動への参加促進（戸別募金・職域募金・街頭募金・法人募金などを実施）

ウ. ボランティア事業

(1) ボランティアセンターの運営

- ・ボランティア登録者及び団体の管理（台帳整備、保険加入手続き、事務管理）
- ・ボランティアコーディネート（活動希望者、支援希望者の相談・援助連絡調整）
- ・ボランティアの育成支援（新規開拓、養成、研修）
- ・ボランティア活動の普及啓発（ボランティアだより発行）
- ・ボランティアルームの管理（ボランティアセンター機能）
- ・災害備蓄倉庫の管理（備蓄用食品・飲料水の更新）

(2) ボランティア団体連絡協議会の支援

- ・ボランティア団体連絡協議会の定期開催
- ・第3回ボランティア交流会の開催

(3) 次世代を担う子どもたちの育成・環境の拡充

- ・福祉協力校（園）事業（町内3園2校）
- ・社協事業（介護サービス事業所を含む）への学生ボランティアの積極的受け入れ
- ・福祉学習への対応

新・学生向け福祉・ボランティア体験事業の開催

エ．在宅福祉事業

(1) 要援護者に対する在宅での自立生活の支援

改・福祉器具貸出事業

（車イス・ベッド・シルバーカー・チャイルドシート・ベビーカーの貸出）

・外出支援事業

（軽リフト車2台・軽助手席スライドタイプ車1台・ワンボックス車2台）

(2) 生活支援と介護予防の推進

・食事サービス（年20回）

・筋力アップトレーニング機器一般開放

オリエンテーション（年12回）

スキルアップ講習（年12回）

(3) 在宅介護や生活支援の可能な環境整備と地域での支え合いの担い手の育成

・傾聴ボランティアによる在宅訪問事業

・遠距離孝行サービス事業（通信機器を使って定期的に情報提供・簡単な家事援助）

オ．坂祝町総合福祉会館指定管理事業（指定管理者）

・地域福祉・健康増進の拠点としての有効活用

・総合福祉会館サンライフさかほぎの経営

・授産所製品の販売機会の提供

改・心配ごと相談所の開設（一般相談・法律相談・身障相談・子ども相談・年金相談）

・第22回福祉・健康フェスティバルの開催

新・指定管理者としてのセルフチェックの実施

カ. 受託事業（町受託）

- ・生活支援コーディネーター事業
- ・ふれあいサロン支援事業
- ・高齢者筋力向上トレーニング事業の開催（20回教室、8回教室。それぞれ年2期）
- ・筋トレフォロー教室事業の開催（10回教室、年4期）
- ・いきがいデイサービス事業
- ・サン・サンふれあい交流会の開催
- ・軽度生活援助事業（訪問介護員派遣事業）

キ. 相談支援事業

- ・コミュニティソーシャルワーク事業（くらし安心相談室サンライフの運営）
- ・臨時小口資金貸付事業の実施
- ・成年後見制度利用支援

ク. 日常生活自立支援事業（県社協受託）

- ・日常生活自立支援事業

ケ. 生活福祉資金貸付事業（県社協受託）

- ・生活福祉資金貸付事業
- ・臨時特例つなぎ資金貸付事業